



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*34 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 1
- \*35 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (福祉保健総務課)..... 2
- \*36 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 3

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

旅館業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条及び第5条関係)

##### 2 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

#### ◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

本人確認情報の利用に係る事務に外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務を加えました。(別表第1関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定等に関する事務において個人番号を利用することができることとするとともに、所要の改正を行いました。(第4条、第5条及び別表第1～別表第3関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月5日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第34号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年和歌山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（清純な施設環境の保持）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定により知事が意見を求める者は、次に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（宿泊の拒否）</p> <p>第5条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>（清純な施設環境の保持）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により知事が意見を求める者は、次に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（宿泊の拒否）</p> <p>第5条 法第5条第3号に規定する条例で定める宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月5日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第35号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月5日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第36号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 知事</td> <td>(1)～(3) 略 (4) <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 知事	(1)～(3) 略 (4) <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	2 略	略	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 知事</td> <td>(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 知事	(1)～(3) 略	2 略	略
機関	事務												
1 知事	(1)～(3) 略 (4) <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
2 略	略												
機関	事務												
1 知事	(1)～(3) 略												
2 略	略												

別表第2を削り、別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（別表第3において「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給 ウ 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 エ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給 オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給 カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給 キ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給 ク 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給

		<p>ケ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給</p> <p>コ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給</p> <p>サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給</p> <p>シ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給</p>
2 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	次に掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁 イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助

2 教育委員会	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。